

第98回五月祭 環境評価報告書

はじめに

第98回五月祭も約15万人もの来場者を迎え、大盛況のうちに終わりました。五月祭は本学学生、大学、協賛いただいた企業、地域の方、来場者など多くの方々に支えられてこそ成り立つものであると実感する2日間でありました。

五月祭常任委員会は、本学学生の自主的な学術・文化活動の場としての五月祭を運営することを第一義とする団体です。しかし、五月祭は多くの方々の支えなくしては成り立たないものであり、またその運営にはさまざまな社会的責任が伴います。これから五月祭を安定的に、そして持続的に運営していくためにも、その責任を果たす一環としてこの「環境評価報告書」を作成・公開させていただきました。

昨年度から始まった取り組みであるこの「環境評価報告書」ですが、今年度は五月祭における環境負荷についてのさらなる定量的な評価や、五月祭準備期間の委員会活動における環境対策についての調査・検討にも、より力を入れました。まだまだ不十分なところも多くありますが、このような環境対策は一朝一夕でできるものでもなく、また終わりがあるものでもありません。環境対策、ひいては五月祭のさらなる発展と成功を祈って挨拶とさせていただきます。

第98期五月祭常任委員会 事務局長 五十嵐佳祐

用語

・五月祭常任委員会

五月祭の運営を行う学生自治団体である。以下本文では「当委員会」と呼称する。

・局、部、担当

当委員会の組織は、委員長のもとに 6 つの「局」があり、各局に複数の「担当」が設置されている。担当は当委員会の部署の最小単位であり、その構成人数は各担当によって異なる。一部の局では、複数の担当を統括する単位として「部」が設けられている。

・ごみステーション

五月祭当日は大量のごみが排出されることを踏まえ、収集効率向上と分別推進のため、普段各学部が設置しているごみ箱を閉鎖し、仮設テントによる「ごみステーション」を設けている。ごみステーションには委員が駐在し、来場者に対し分別についての案内を行っている。今年度は 12 か所設置した。

・集積場

出展企画が排出するごみを収集し、各ごみステーションで回収したごみを集約する場所として、安田講堂南東に「集積場」を設置している。廃油や木材などもそこで回収している。

1. 組織体制

五月祭の環境対策は当委員会の事務局環境計画部が所管している。環境計画部には「再生処分担当 (ris)」「収集計画担当 (col)」「分別推進担当 (dump)」「対策評価担当 (eva)」（括弧内アルファベット表記は担当の略称。以下同様。）の4つの担当が設置されている（図1-1）。

五月祭における主要な環境対策は、当日大量に排出されるごみの確実な分別と廃棄処理である。そこで、再生処分担当・収集計画担当・分別推進担当の3つの担当が連携して運営体制を構築している。再生処分担当は、出展企画などから排出されるごみの事前把握と廃棄物処理業者との連絡を所管しており、今年度は4人体制だった。収集計画担当は、当日設置されるごみステーションや集積場の計画立案を所管しており、今年度は6人体制だった。分別推進担当は、来場者および出展企画に対する分別項目などの周知を所管しており、今年度は5人体制だった。

昨年度と比較すると、再生処分担当は1人増加、収集計画担当・分別推進担当はそれぞれ1人減少しているという差異はあるものの、各担当の所管の割り当てなど基本的には従来通りだった。ごみステーションなどに関する各担当の業務内容面での具体的な報告・評価は5章で述べる。

対策評価担当は、環境対策の方針策定を行うなど、幅広い視点から委員会全体の環境対策の推進を考えると同時に、本報告書の作成も所管している。今年度は2人体制だった。

対策評価担当は昨年度から新設された担当であり、7章で言及するように今年度は大幅に業務の幅を広げた。一方で、委員会組織における存在感が未だ低いことは否めず、昨年度同様2人体制であって人的リソース上の限界もある。また、企業や官公庁において環境対策推進本部に類するものは当該組織の長に直属するケースも多いが、当委員会では事務局環境計画部の一担当として位置づけられており、委員会全体の環境対策を推進し評価するには組織構造上の難点を残しているといえる。

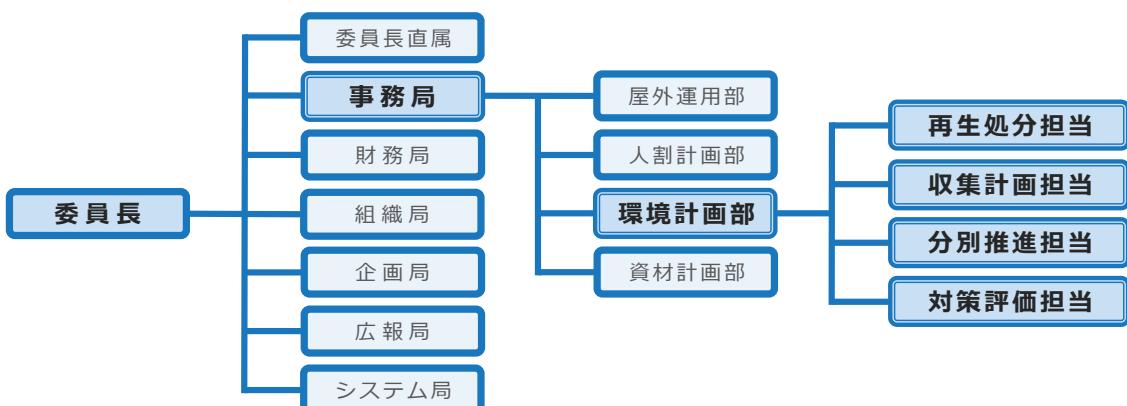


図1-1：当委員会の環境対策に関する組織体制

また、担当や局の枠を越えた組織として「えこワーキンググループ (rub)」も設置している。これは環境計画部員以外にも分別について詳細な知識を持つ委員を養成することで、当日各ごみステーションの責任者として活動する委員を確保するためのものである。今年度は25人の委員が所属していた。

2. 委員会における環境対策の方針

当委員会では、環境対策の方針について総会の決議をもって決定することとした。これは、五月祭が「東京大学」の学園祭として社会に認知されていること、また学園祭としての規模が大きいことなどを踏まえると、当委員会が環境対策を推進していくことは重要である一方で、五月祭の運営と環境対策の追求が一部において相反するものとなる可能性もあるため、方針策定が不可欠であるという考えによる。

昨年度に引き続き今年度も「環境アジェンダ」と「環境対策指針」の2つを定めた（第2回総会（2025年1月12日）決議第25号）。昨年度両方針は全面的な改訂を実施し、論理の飛躍の訂正や平易な文章への再構成がなされたが、今年度は2つの方針の関係性をより明確にし、環境対策の推進体制を強化することを念頭に、一部文言の変更を行った。

（1）環境アジェンダ

我々五月祭常任委員会は、五月祭の運営に当たり、環境への負荷を低減させるよう取り組みます。そのため、「環境対策指針」を独自に定め、当委員会が本学学生の自主的な学術・文化活動の場である五月祭における責任を果たし、将来にわたる五月祭の安定的運営及び地球環境の保全を図ります。

1. 当委員会は、五月祭の運営において果たすべき環境の保全に対する責任を自覚し、その理解に努めます。
2. 当委員会は、五月祭の開催による環境への影響を把握するとともに、環境への負荷を軽減することに努めます。
3. 当委員会は、環境への負荷の軽減のため、資源の3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進など、持続可能な資源利用の促進に努めます。
4. 当委員会は、環境への負荷の軽減のため、環境に関する法規制等を遵守します。
5. 当委員会は、環境への負荷を軽減するための取組みを委員及び当委員会の活動を支える全ての人々に周知するよう努めるとともに、広く一般に公開します。
6. 当委員会は、委員会が実施した環境への負荷を軽減するための取組みについて評価し、その内容を公開するとともに、次年度以降に引き継いでいきます。

「環境アジェンダ」は、当委員会の環境対策の方針を社会に周知するものである。

昨年度からの変更点として特筆すべきは3.の文言である。昨年度の環境アジェンダでは3Rの推進を掲げていたが、3R以外にも循環型の資源利用はさまざま選択し得ることを踏まえ、3Rを含む「持続可能な資源利用の促進に努め」ることとした。

(2) 環境対策指針

(目的)

第1条 この指針は、五月祭の規模とこれに伴う五月祭常任委員会（以下「委員会」という。）の社会的責任とを踏まえて定めた「環境アジェンダ」の趣旨に鑑み、委員会が第98回五月祭の運営において環境負荷を低減し、五月祭を環境負荷の小さな学園祭とし、もって将来にわたって五月祭の安定的運営及び環境の保全を図るため、委員会が取り組むべき環境対策について、その方針を示すことを目的とする。

(基本方針)

第2条 委員会は、五月祭の円滑な運営を害しない範囲において、環境への負荷を軽減するため、本指針を遵守してその事務を遂行するものとする。

(定義)

第3条 この指針において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(環境への負荷を軽減するための取組み)

第4条 委員会は、五月祭の規模及びその一過性により、使用する物品及びエネルギーの量並びに廃棄する物品の量が膨大であることに鑑み、次の各号に掲げる取組みを実施し、もって第98回五月祭に起因する環境への負荷が最小となるようにその事務を遂行するものとする。

- 一 物品の取得は、必要最小の数量に限って行うこと。
- 二 物品の取得に当たっては、再使用することができる物品、再資源化することができる物品の順序により、これらの物品をその他の物品に優先してこれを行うこと。
- 三 取得に係る物品の選択に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる物品をいう。）を優先してこれを行うこと。
- 四 物品は、できる限り長期間にわたり使用し、及び消耗品にあっては、必要最小の数量に限って使用すること。
- 五 物品の廃棄は、できる限り多くの物品が再資源化されるような方法で行うこと。
- 六 資源及びエネルギーの使用の合理化を図ること。

(委員の責務)

第5条 委員は、その職務の遂行にあたっては、環境の保全に配慮しなければならない。

2 委員会は、委員が前項の配慮を行うのに資するため、環境の保全に関する必要な情報について適切に周知を行うものとする。

(企画及び来場者の協力)

第6条 委員会は、企画又は来場者（第98回五月祭に来場した者であって、委員その他委員会の事務に従事する者及び企画構成員以外のものをいう。以下同じ。）に対して環境の保全に協力を求めるものとする。ただし、企画に対して協力を求めるときは、その円滑な実行を妨げ、又はその内容に不当に干渉することとならないよう十分配慮しなければならない。

2 委員会は、企画又は来場者に前項の協力を求めるときは、当該企画又は来場者に、環境の保全に関する必要な情報について適切に周知を行うものとする。

(評価)

第7条 委員会は、委員会が実施した環境への負荷を軽減するための取組みについて評価を行い、これを公表するとともに、次年度以降の五月祭の運営に引き継ぐものとする。

(意見の反映)

第8条 委員会は、環境の保全に関する施策に、委員、企画、来場者その他の五月祭に関わる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

「環境対策指針」は、環境アジェンダで明示した環境対策の方針を具体的に委員会の内部においてどのように実行・達成していくのかを示すものである。昨年度と異なり環境アジェンダとの関係性をより分かりやすく定義し直しており、第1条の文言においてもそれを反映させている。

その他昨年度からの変更点として、第一に環境アジェンダの6.と対応する形で、第7条において「環境への負荷を軽減するための取組み」についての評価を次年度以降の五月祭の運営に引き継ぐことを明記した。第二に第5条第2項および第6条第2項において情報の「提供」という文言を「周知」に変更することで、委員会が委員・出展企画・来場者に対して「環境の保全に関する必要な情報」を伝える際に積極的に関与する方針であることを明記し、各主体とのコミュニケーションのさらなる強化を目指した。

環境対策を実行・推進していくうえで行動方針は重要であり、その存在には一定の評価ができる。一方で、より一層の実効性と明確性を持たせるためには具体的な方法や数値目標を提示することも重要である。現状、当委員会の活動を規律する環境対策指針において、それらを盛り込むことはできておらず、今後の課題といえる。

3. 環境負荷軽減を考慮した物資調達

環境対策指針第4条第1号、第2号および第3号に定める通り、当委員会は物品の取得に際し環境負荷軽減を考慮すべきであるとしている。今年度の取り組みとして、本報告書では以下の2つを取り上げる。

(1) 紙などの事務用品

今年度当委員会が購入した事務用品のうちコピー用紙については、**PEFC認証**¹マーク付きで、**GPNエコ商品ねっと**²掲載のものがすべてだった。「エコ商品ねっと」は、**GPNグリーン購入ガイドライン**などに基づき、製品やサービスの環境情報などを掲載している環境情報データベースであり、環境対策指針第4条第3号に定める環境物品の優先的な選択にあたって参考となるものである。

他に、環境負荷軽減に関する指標が見受けられないラミネートフィルム・色厚紙も購入した。これらは出展企画への配布物や来場者向けの案内物などに使われるものであり、機能性を重視した選択だったと考えられる。

また、昨年度からの在庫として他の種類のコピー用紙も所有している。これらは**PEFC認証**・**FSC⁴認証**のいずれかを取得しており、大部分はGPNエコ商品ねっとにも掲載されている。他に、**グリーン購入法**⁵適合の再生紙も所有している。このように、環境負荷軽減に関する指標が複数見られた。

これらの指標の存在は事後的に調査した結果分かったことであり、購入時に把握・意図していたわけではないことと、実際の使用状況については正確には分からぬことに留意が必要であるが、比較的指標が分かりやすい事務用品について、環境配慮の現状を把握できた点は今年度の成果と言える。

一方で、多岐にわたる委員会の物品調達について追跡するには、現状の組織体制ではさまざまな担当の協力を要する。また、それらの物品一つ一つについて環境負荷を考慮するのは煩雑さを伴うため、それに対処できるシステムが必要である。これらについては今後の課題といえる。

1「PEFC認証」とは、木材が持続可能に管理された森林から伐採されたものであることを証明する森林認証の仕組みの一つである。（参考：https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/a04_23.html）

2「GPN（グリーン購入ネットワーク）」は、グリーン購入に必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、普及啓発などを行う企業・行政・民間団体などのネットワークである。（参考：<https://www.gpn.jp/organization/meaning/>）

3「グリーン購入」とは、製品やサービスの購入時に、必要性を考慮し環境負荷の小さいものを選択することである。（参考：<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/index.html>）

4「FSC⁴認証」は、PEFC認証と同じく森林認証の一つであり、特に世界共通の規格に基づき審査されるものである。（参考：https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/a04_14.html）

5「グリーン購入法」は、環境対策指針第4条第3号に挙げる、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）を指している。

(2) 食品容器

五月祭においては、飲食物提供の際に使用される使い捨て容器のごみが多く排出される。出展企画が委員会の仲介によって購入する容器の一部を、昨年度に引き続き環境負荷を考慮した製品とした。

① 間伐材マーク付き紙コップ

飲食物を提供する出展企画のうち希望する企画に販売する紙コップとして、間伐材紙を利用した間伐材マーク付き紙コップを採用した（写真3-1）。間伐材マークは、間伐材の有効利用が図られていると認められる製品に付けられるもので、間伐推進の普及啓発および間伐材の利用促進に資するとされている。



写真3-1：間伐材マーク付き紙コップ²



写真3-2：P&Pリ・リパック（角トレー）³

間伐材マーク付き紙コップと同様に、飲食物を提供する出展企画のうち希望する企画に販売する角トレー・丸トレー・深トレーとして、株式会社ヨコタ東北の「P&Pリ・リパック」を採用した（写真3-2）。P&Pリ・リパックとは、再生原料を利用したプラスチック製のトレーに、剥離可能な特殊フィルムが被覆された容器のことである。使用後は、食品が付着して汚れたフィルムを剥がして廃棄し、本体部分であるトレーは回収してリサイクルすることで、廃棄物量を削減することができる（削減効果については5章（4）⑪で詳述）。これにより、一般的なプラスチック容器のようにそのまま廃棄したり、大量の水を使って洗ってからリサイクルしたりするよりも、環境負荷は軽減される。

トレーにも汚れが付着した場合は当委員会で1枚ごとにふき取り、汚れを落とした状態で箱詰めして同社に返送している。また、ごみステーションでP&Pリ・リパックを回収する際には、来場者に自らフィルムを剥がしてもらうようにしている。感嘆の声もたびたび聞かれ、来場者の環境意識向上や、五月祭の環境対策の発信などにも寄与している取り組みであると考える。

③ フードパック

昨年度までは、上述のP&Pリ・リパックとともに、バガス素材のフードパックを使用していた。バガスとは、従来ごみとして廃棄されていたサトウキビの搾りかすのことであり、一般的なプラスチック容器に比して環境負荷が少ないことが期待されるものである。

今年度は予算の都合上バガス素材のものではなく、プラスチック製のフードパックで代替した。環境対策指針第4条第3号に示されるように、物品の取得にあたっては、環境への配慮と予算の適正な利用とを今後も併せて考慮する必要がある。

1参考：https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/a04_18.html

2写真出典：株式会社ジェスコ（<https://www.jesco-net.co.jp/ecocup/>）

3写真出典：株式会社ヨコタ東北（<https://www.yokota-co.co.jp/products/?id=1299129451-206904>）

④ 各種発注数についての分析

上記①～③の今年度および昨年度の発注数は以下の通りである（表 3-1）。昨年度と比して今年度は、飲食物を提供する出展企画は増加したのに対し、P&P リ・リパックの発注数はやや減少しており、代わりにプラスチック製のフードパックが増えた形となった。発注数は出展企画からの注文数に対応しているため、委員会が直接的に左右できるものではないが、委員会を介して購入できる物品の選択肢として何を提示するかが消費行動にも影響している可能性が考えられる。

食品容器		昨年度（第97回）	今年度（第98回）
紙コップ		25,000 個	20,000 個
P&P リ・リパック	丸トレー	12,000 個	6,000 個
	角トレー	31,200 個	28,800 個
	深トレー	10,800 個	10,800 個
フードパック（バガス素材）		12,000 個	-
フードパック（プラスチック）		-	20,000 個

表 3-1：昨年度（第97回）と今年度（第98回）の食品容器発注数の比較

※ 前述の通り、各種容器の委員会を介した購入は出展企画の希望制で行っており、委員会を介さずに各自で容器を購入している場合もある。

4. 環境対策についての周知と対話のための取り組み

環境対策指針第5条・第6条に示されるように、当委員会は五月祭に関係するさまざまな主体に対し、環境対策への協力の呼びかけとそれに必要な情報の周知に積極的に取り組むべきであるとしている。

今年度は例年実施している施策を着実に実行するとともに、より多くの主体を巻き込んだ周知と対話のための取り組みを講じた。

（1）委員向けの取り組み

① 委員向け分別講習会

例年同様、当日1週間前に実施される全委員対象の当日向け講習会にて、ごみ分別についても言及した。委員が排出するごみの分別はもちろん、来場者や出展企画への分別の案内にも責任感を持って取り組むよう周知した。

② ごみ分別の検索体制の整備

当日各委員が自身のスマートフォンやパソコンで利用できる委員用情報システム内に、ごみ分別を検索できる機能を今年度から搭載した（写真4-1）。来場者や出展企画に分別について質問された際や委員自身がごみを分別する際に、手軽に検索できるようにすることで、着実に分別が行われることが期待される。

また例年に引き続き、当日期間中に分別について不明点があった場合、環境計画部員に質問することができる窓口もコミュニケーションアプリ内に用意した。

③「EVA通信」

ごみを検索		
備考	名称	分別項目
	アイスの棒	割り箸・串・爪楊枝
!	圧力容器	廃棄不可
!	油	廃油
	油缶（企画で用意したもの）	不燃ごみ
	雨合羽（金属部分がある）	不燃ごみ
	雨合羽（金属部分がない）	ビニラ
	余った食材（固形物のみ）	生ごみ
	網戸	不燃ごみ
	アルミ缶	カン
	アルミホイル	不燃ごみ
	暗幕	特殊ごみ

FAQ Schedule Home Map Trash Search

写真4-1：ごみ分別検索機能の画面

環境対策指針第5条第2項に基づき、五月祭当日だけでなく準備段階から当委員会の各担当者が取り組める環境対策を、対策評価担当が独自に調査・考察しメールマガジン形式で委員会全体に共有する「EVA通信」を企画した。これは今年度からの取り組みであり、委員会全体の環境対策に関する意識向上・議論活性化・意見の収集を目的とした。

2025年3月から毎週投稿し全7回構成だった。委員からの反響も一定数あったが、のべ閲覧数は全期間合計400回程度で、各回の投稿日のユニーク閲覧数は最高でも25回程度だった。委員が約270人いることを踏まえると、周知効果や認知度が十分だったとは言えず、改善の余地がある。

④ 委員向け意見収集フォーム

前述の「EVA 通信」を開始するにあたり、双方向的なやり取りの可能性を確保し、関係担当からの批判的意見を把握することも重要であると考え、委員向けの意見収集フォームを常設した。

なお、このフォームは「EVA 通信」に関する意見に限らず、五月祭や当委員会の環境対策全般についての意見も受け付けるものである。

収集した意見は別途集計し次年度の五月祭運営に引き継ぐ予定である。

(2) 出展企画向けの取り組み

① 環境アジェンダの周知

企画出展案内冊子の一つである『Almighty vol. 1』(2025年2月7日発行)に環境アジェンダを掲載し、出展企画に対し周知を行った。

② 出展企画向け分別講習会

例年同様、第3回企画代表者会議(2025年5月9日、11日実施)において、出展企画向けの分別講習会を実施した(写真4-2)。積年の経験を活かして特に分別を間違えやすいごみについて強調して伝えるなどの工夫をした。また今年度からこの際に、各出展企画が申請した排出予定のごみに合わせて分別項目などを整理した『ごみ回収カード』を作成し配布した。



写真4-2: 第3回企画代表者会議の様子

③ 再分別の依頼

当日集積場で出展企画がごみを捨てる際には、再生処分担当の委員が正しく分別されているかを確認し、分別が不十分な場合は当該企画に対し再度の分別を依頼することで、確実にごみの分別が行われるようにした。

④ 出展企画向けアンケート

五月祭当日後に出展企画に対し行われるアンケートにおいて、五月祭の環境対策についての質問を設けた。

寄せられた意見は別途集計し次年度の五月祭運営に引き継ぐ予定である。

(3) 来場者向けの取り組み

① 分別の案内

キャンパス内計12か所のごみステーションには、常に環境計画部員もしくは1章で述べた「えこワーキンググループ」に所属する委員を配置することで、来場者により分かりやすく、より

正確な分別をしていただくことができた。

それに関連して、10種類ある分別項目のうち、昨年度まで「アルミホイル・輪ゴム」だったものを、分かりやすさ向上のために「不燃ごみ」へ名称を変更した。

② 分別項目と環境アジェンダの公式ウェブサイト掲載

五月祭公式ウェブサイトにて、分別項目と環境アジェンダを事前に掲載することで、来場者にもそれらの周知を行った。

③ 来場者アンケート

五月祭当日に実施された来場者アンケートにおいて、五月祭の環境対策について以下の4つの趣旨の質問を設けた。

- ・五月祭が環境に配慮されたイベントだったと思うか。
- ・当委員会が環境保護に関する情報を分かりやすく、かつ十分に公開していると思うか。
- ・キャンパス内でごみを捨てる際、分別方法は分かりやすかったか。
- ・キャンパス内でごみを捨てる際、不便を感じたことはあったか。

寄せられた意見は別途集計し次年度の五月祭運営に引き継ぐ予定である。

(4) 社会に向けた取り組み

① えこキャンドル

委員会公式企画として今年度新たに「えこキャンドル」を実施した。

五月祭1日目に出展企画が排出した廃油に、来場者が凝固剤を混ぜ合わせてキャンドルを作成してもらう企画であり、当委員会が取り組む環境対策を発信するとともに、環境問題について考え直す機会にしてもらうことを目的とした（写真4-3）。キャンドル作成ブースには、当委員会が取り組んでいる環境対策を紹介する展示も設置した。

2日目のみ開催し、夕方にはキャンドルを一斉に灯す点灯式も開催された（写真4-4）。

当日は200組以上が作成体験に来訪し、環境への意識の再認識をしてもらう機会を提供できたという点において一定の効果があったと考える。



写真4-3：キャンドル作成ブースの様子



写真4-4：点灯式の様子

② 寄稿

五月祭における環境対策について、当委員会はさまざまな媒体に寄稿を行っている。昨年度は、本学環境安全研究センターが発行する『環境安全』2024年9月号に寄稿を行った。

今年度は、ご賛助いただいた方々に送る当委員会の活動報告において、対策評価担当が環境対策推進のために行っている施策についての記事を寄稿した。五月祭における環境対策を社会に周知し、同時に大学学園祭における環境対策のリーディングケースを示すべく、その他の媒体への寄稿も現在検討している。

— コラム：昨年度の環境評価報告書に基づく環境負荷の数値化 —

今回の五月祭で工学部化学・生命系3学科が出展した企画「それ、たぶん化学で解決できます」（工学部5号館）では、昨年度の環境評価報告書（末尾の資料編に掲載）のデータを用いて、五月祭における取り組みが環境負荷軽減に与える影響の評価について展示が行われた。

評価手法はLCA（ライフサイクルアセスメント）であり、これは製品やサービスについて、素材・原材料の調達から製造、流通、消費、廃棄などに至るまでライフサイクル全体の環境への影響を定量的に評価するものである。

同企画の分析により、①徹底したごみの分別②P&Pリ・リパックの使用③バガス素材のフードパックの使用の3点について、それらが行われていなかった場合と比べて、廃棄物量の削減および温室効果ガス排出量の削減が示唆された。後者については、②・③により使用製品の製造側において2～3割の温室効果ガス削減効果が見込まれるという。また、①の寄与もあり廃棄側においてはCO₂換算で約7,000kgの温室効果ガス削減が見込まれている。

同企画の展示より、当委員会では十分に実現しきれていない定量的評価の視点からも、五月祭の環境対策が一定程度効果を有していると考えられる。

5. 五月祭当日における廃棄物とその処理

五月祭当日は大量のごみが排出され、それが五月祭開催の主要な環境負荷であることは明らかである。そのため当委員会は、ごみステーションと集積場を設置し確実な分別が行われるような体制を整備するとともに、廃棄物処理業者の選定や委託などについても責任感を持って取り組んでいる。

(1) ごみステーション運営

4章(3)①で触れた通り、五月祭当日はごみステーションにおいて、委員の案内のとおり来場者自らごみの分別をしてもらう形をとっている。昨年度と比較しごみステーションは1か所減少したが、より目につきやすい場所への再配置を行った。混雑時は列ができることも少なくないが、列整理計画の作成や一方通行の呼びかけによりスムーズな回収ができるよう努めた。

来場者向けの分別項目は本章(4)で示す13項目から木材・ダンボール・廃油を除いた10項目である。生ごみや飲料容器の分別に際しては、飲み残しをざるとバケツを用いて別途回収することで、ごみ箱に不要な水分が入らない工夫をしている。来場者からは分別項目の多さに驚く声も聞かれたが、多くの方にご理解・ご協力をいただき正確な分別が実現された(写真5-1)。



写真5-1: ごみステーション運営の様子

(2) 集積場運営

出展企画が排出するごみは集積場で回収している。4章(2)③で述べた通り、回収時には委員がごみの分別を確認し、分別が不十分な場合は委員の案内のとおり再分別を依頼した。割り箸などの木製食器と可燃ごみの区別や、不燃ごみに該当するごみの区別などで間違いが多かったが、出展企画の協力により分別の精度を高めることができた(写真5-2)。

また、集積場は各ごみステーションのごみを集める機能も担うが、安田講堂南東の集積場以外にも、集約拠点として弥生キャンパス内に集積場1か所、本郷キャンパス内に中継所3か所を設置した。日中は委員が各ごみステーションを巡回して近くの集積場または中継所にごみを集めることで、回収の効率化を図った。



写真5-2: 安田講堂南東の集積場の様子

(3) 廃棄物処理業者の選定

五月祭当日の廃棄物処理に先立ち、予算・分別項目・回収方法など、さまざまな点を考慮して処分を委託する業者を選定した。多くが昨年度までと同様だが、昨年度からの変更点として、分別の効率化などの観点からビニール・プラスチックの回収を産業廃棄物と同じ株式会社要興業に委託した。

また、優良会社の選定も意識している。東京都には**産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定制度**がある。これは、適正処理、資源化および環境に与える負荷の少ない取り組みを行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した公益財団法人東京都環境公社が認定する制度である。本章(4)に示す当委員会が委託している業者のうち、東京ボード工業株式会社・株式会社要興業・白井エコセンター株式会社はいずれもこれに認定されている。

(4) 分別項目ごとの回収量・処分方法

今年度の五月祭当日における廃棄物は以下の13項目であり、それぞれ業者に委託して処分を行った(表5-1)。また、その他特殊ごみとして炭・灰および瓦などの回収を白井エコセンター株式会社に委託した。ただし、回収業者と処理業者が異なる場合は回収業者のみを記載している。

回収項目	委託業者	処分方法	回収量
ビニール・プラスチック	株式会社要興業	材質によりマテリアルリサイクルまたはサーマルリサイクル	1,970kg
木材	東京ボード工業株式会社	パーティクルボードとしてマテリアルリサイクル	1,260kg
割り箸・串・爪楊枝			430kg
一般廃棄物(可燃物)	株式会社要興業		2,920kg
生ごみ	株式会社要興業	メタン燃料の原料として利用	810kg
ビン	株式会社要興業	ガラス原料として利用	890kg
カン	株式会社要興業	金属原料として利用	
ペットボトル	株式会社要興業	マテリアルリサイクル	620kg
ダンボール	有限会社明正商会		3,000kg
ビラ・冊子			200kg
廃油	有限会社別部油脂	飼料用油脂・工業用油脂や燃料として利用	1,684.8kg ²
産業廃棄物(不燃ごみ)	株式会社要興業	破碎処理	4,730kg

1 参考：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/recognition_system/
 2 一斗缶(1缶18L) 104缶の回収が確認されたため、廃油の比重を0.9と仮定して概算した値である。

回収項目	委託業者	処分方法	回収量
P&Pリ・リパックのトレー	株式会社ヨコタ東北	新しいP&Pリ・リパックにマテリアルリサイクル	631.60kg
その他特殊ごみ（炭・灰および瓦など）	白井エコセンター株式会社		本節 ¹² で後述

表 5-1：分別項目ごとの回収量と処分方法

① 総合評価

昨年度との回収量の比較は以下の表の通りである（表 5-2）。来場者数の大きな変化はないものの、今年度は出展企画数（両年度委員会公式企画を除く）が大幅に増加した。これに対して、廃棄物の回収量の増加は比較的小さく、廃棄物の増加を抑えられた点は評価できる。

一方で、各項目ごとの回収量の増減にはばらつきがあり、それぞれについて今後も削減のための取り組みを考えていく必要がある。

	昨年度（第97回）	今年度（第98回）
ビニール・プラスチック	1,710kg	1,970kg
木材・割り箸	1,830kg	1,690kg
一般廃棄物（可燃物）	2,700kg	2,920kg
生ごみ	1,620kg	810kg
ビン・カン	1,040kg	890kg
ペットボトル	830kg	620kg
ダンボール、ビラ・冊子	3,100kg	3,200kg
廃油	1,400kg	1,684.8kg ¹
産業廃棄物（不燃ごみ）	3,920kg	4,730kg
合計	18,150kg	18,514.8kg
出展企画数	533企画	612企画
来場者数	約15万人	約15万人

表 5-2：昨年度（第97回）と今年度（第98回）の分別項目ごとの回収量の比較

また、分別項目ごとの回収量の経年推移を以下に示す（図 5-1）。ただし、割り箸・串・爪楊枝と木材、ビンとカン、ダンボールとビラ・冊子はそれぞれ合算値しかデータがない年度もあるため、すべての年度において合算値である。また、コロナ禍で回収がなかったものは収集量0とし、データが見つからなかった項目や年度については記載していない。

¹ (表 5-1) の同項目と同じ推計方法による値である。

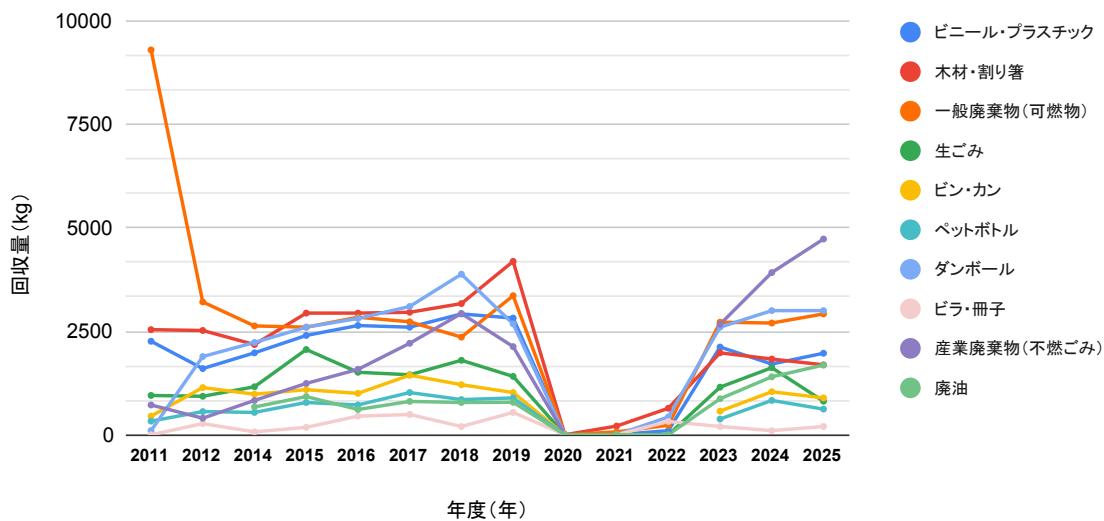


図 5-1：分別項目ごとの回収量の推移

本節②以降では、各項目ごとの詳細と、それぞれの処理方法に応じた二酸化炭素排出量の考察を示す。二酸化炭素排出量は近年、社会的に広く使われている指標であり、仮定に基づいた試算的なものではあるが、これを用いて定量的な現状把握を適切に行えることが期待される。また、部分的にでも分別による二酸化炭素排出量削減効果を試算することで、分別が環境負荷軽減に与える影響の評価を試みている。

各廃棄物の処理により排出される二酸化炭素量を推計するにあたって、環境省と経済産業省が定める「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」記載の温室効果ガス排出量算定方法を参照している。ガイドラインにある、廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量の算定式は以下の通りである。

(式 5-1)

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{廃棄物種類・処理方法別の 廃棄物処理・リサイクル量 (t)} \times \text{排出原単位 (tCO}_2\text{/t)})$$

※ [tCO₂] は「廃棄物処理・リサイクル量」と区別するためのものであり、単なる [t] と同義である。

ただし、今回用いるのは廃棄物の処理に伴う二酸化炭素排出のみを考慮した算定式であり、廃棄物の輸送に伴う排出は考慮できていないことに注意が必要である。

また、排出原単位については、環境省作成の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース (Ver.3.5)²」(以下「データベース」と呼称する。) を参照している。

¹ このガイドラインは、6章で述べる「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の対象となるような事業者自身の活動にとどまらず、サプライチェーン全体を視野に入れた環境負荷の把握が求められている現状に鑑み公開されているものである。(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate_04.html)

² 参考：https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate_05.html

② ビニール・プラスチック

ビニール・プラスチックは株式会社要興業に委託して処理することとし、その回収量（処理受託事業者が当委員会から当該委託契約に基づき受領した廃棄物の質量をいう。以下同様。）は、1,970kg であった。回収後は、サーマルリサイクルを含めると 100% リサイクルが実現されるとのことである。

データベースより、廃プラスチック類をリサイクル処理した場合の排出原単位は $0.136 \text{ tCO}_2/\text{t}$ であり、各値を（式 5-1）に代入すると二酸化炭素排出量は 0.268t と推計される。一方、廃プラスチック類を焼却処分した場合の排出原単位は $2.560 \text{ tCO}_2/\text{t}$ であり、これを用いると二酸化炭素排出量は 5.04t となることから、可燃ごみと分けて処分することで約 4.77t の二酸化炭素排出量削減が見込まれる。ただし、ここで用いた前者の排出原単位 $0.136 \text{ tCO}_2/\text{t}$ は使用済みペットボトルを再生 PET フレークにリサイクルするという仮定に基づいて設定されており、実際のリサイクル方法はこれに限らないことに注意が必要である。

また、五月祭終了後に同社へ廃棄物を引き渡した際、担当者より分別の丁寧さについて好意的な評価を受けた。

③ 木材、割り箸・串・爪楊枝

木材および割り箸・串・爪楊枝は東京ボード工業株式会社に委託して処理することとし、その回収量はそれぞれ 1,260kg、430kg であった。

データベースより、木くずを木材チップの原料としてリサイクル処理すると仮定した場合の排出原単位は $0.008 \text{ tCO}_2/\text{t}$ であり、この仮定を用いて各値を（式 5-1）に代入すると二酸化炭素排出量は合わせて 0.013t と推計される。

④ 一般廃棄物（可燃物）

一般廃棄物（可燃物）は株式会社要興業に委託して処理することとし、その回収量は 2,920kg であった。可燃物の内訳は多岐にわざることから、この項目については二酸化炭素排出量を推計できていない。

⑤ 生ごみ

生ごみは株式会社要興業に委託して処理することとし、その回収量は 810kg であった。この項目は、処理方法が燃料利用であることから、二酸化炭素排出量という形での環境負荷の評価は行っていない。

⑥ ビン・カン

ビン・カンは株式会社要興業に委託して処理することとし、その回収量は合わせて 890kg であった。それぞれ処分方法や排出原単位が異なるため、二酸化炭素排出量は推計できていない。

⑦ ペットボトル

ペットボトルは株式会社要興業に委託して処理することとし、その回収量は 620kg であった。②と同様の排出原単位の値を用いると、二酸化炭素排出量は 0.084t と推計される。

また、ペットボトルキャップの一部は「東京大学キャップ投げサークル」に提供した。

⑧ ダンボール、ビラ・冊子

ダンボールおよびビラ・冊子は有限会社明正商会に委託して処理することとし、その回収量はそれぞれ 3,000kg、200kg であった。

データベースより、紙くずを製紙産業でリサイクル処理すると仮定した場合の排出原単位は 0.011 tCO₂/t であり、この仮定を用いて各値を（式 5-1）に代入すると、二酸化炭素排出量は合わせて 0.035t と推計される。一方、紙くずを焼却処分した場合の排出原単位は 0.1440 tCO₂/t であり、これを用いると二酸化炭素排出量は 0.461t となることから、可燃ごみと分けて処分することで約 0.426t の二酸化炭素排出量削減が見込まれる。

⑨ 廃油

廃油は有限会社別部油脂に委託して処理することとし、回収量は一斗缶（1 缶 18L）104 缶であった。廃油の比重を 0.9 と仮定すると、その回収量は 1,684.8kg と概算できる。この項目は、処理方法が複数にわたっており、⑤と同様直接的な利用が多いことから、二酸化炭素排出量という形での環境負荷の評価は行っていない。

⑩ 産業廃棄物（不燃ごみ）

この項目は、他のいずれの区分によってもリユースやリサイクルなどを行うことが困難である廃棄物について、やむを得ず廃棄物の適性に応じて適切に処理することとしたものである。具体的には、テープ類・ゴム製品・金属・汚れのひどいプラスチックなどが中心である。処理は株式会社要興業に委託することとし、その回収量は 4,730kg であった。④と同様に内訳が多岐にわたることから、この項目については二酸化炭素排出量を推計できていない。

⑪ P&P リ・リパック

3 章（2）②で述べた通り、P&P リ・リパックのトレー本体部分は株式会社ヨコタ東北によって同種の容器にリサイクルされている。同社資料によれば、回収率 60% の場合、素材分工エネルギー消費量は 64%、固体廃棄物量は 60% 削減できると推計されている。今年度の回収率は 92.29%（684.36kg 購入、631.60kg 回収。ただし未使用分を除く。）であったため、素材分工エネルギー消費量・固体廃棄物量ともに高い削減率を達成していたと見込まれる。また、昨年度の回収率は 89.13%（754.49kg 購入、672.5kg 回収）であったため、昨年度よりも回収率を上げることができた。

⑫ その他特殊ごみ

出展企画からの事前申請を受け、上記に分類できない特殊ごみも一部回収した。主に炭・灰および瓦などであり、炭・灰 50kg、瓦 40kg の回収を白井エコセンター株式会社に委託した。

6. 五月祭当日の資源利用と環境負荷

五月祭の開催により、ごみの排出だけでなく資源やエネルギーの利用とそれに伴う環境負荷も拡大する。これは大規模イベントを開催する以上必然である一方で、その現状を把握し、環境対策指針第4条第6号で定めるように「資源及びエネルギーの使用の合理化」を目指すには、一定の意義と責任があると考える。

今年度はまず現状を把握するということに重点を置き、各機関および委員会内の関係担当にご協力いただいて、可能な限り当日における資源とエネルギーの使用量について調査した。

（1）燃料使用

五月祭における燃料使用は主に屋外出展企画によるものであり、①火気器具によるプロパンガス使用②発電機によるガソリン・軽油使用の2つに大別される。以下それについて使用量とそれに伴う二酸化炭素排出量を考察する。

なお、各種燃料の使用により排出される二酸化炭素量を推計するにあたって、環境省が発行する「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver6.0）（令和7年3月）」¹（以下「算定マニュアル」と呼称する）記載の温室効果ガス排出量算定方法を参照している。

なお、①②以外にも委員会を仲介せず出展企画が調達した燃料として、炭140kgやカセットボンベ218本も確認している。また、開催準備や撤収作業のためにキャンバスで物資運搬などに使用されるトラックの台数は50台以上にのぼり、それらのガソリン使用や排気ガスについても五月祭開催に伴う環境負荷といえることには留意されたい。

① プロパンガス（火気器具）

今年度、屋外出展企画使用分として委員会が発注したプロパンガスの総量は3,010kgである。実際の使用量の計測は今年度できていないが、各火気器具セットに記載されている使用可能時間などを参考に使用割合を推定すると、予想されるプロパンガス消費量はおよそ1,835.9kgとなる。

算定マニュアルにある、燃料使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定式は以下の通りである。

（式6-1）

$$\begin{aligned} \text{CO}_2 \text{排出量 (tCO}_2) &= (\text{燃料の種類ごとに}) \text{ 燃料使用量 (t, kl, 千m}^3) \\ &\times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千m}^3) \\ &\times \text{炭素排出係数 (tC/GJ)} \\ &\times 44/12 \end{aligned}$$

※ [tCO₂] [tC] は「燃料使用量」と区別するためのものであり、単なる [t] と同義である。

¹ この算定マニュアルは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、温室効果ガスを一定以上排出する事業者に対してその排出量を国に報告することを義務付け、国はその報告された情報を集計・公表するという「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に付随して公開されているものである。（<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html>）

単位発熱量と炭素排出係数は燃料の種類に固有の値であり、算定マニュアルよりそれぞれ50.1 GJ/t と 0.0163 tC/GJ であることから、各値を（式 6-1）に代入すると二酸化炭素排出量は 5.50t と推計される。

② ガソリン・軽油（発電機）

屋外出展企画が発熱電気機器などを使用するために、今年度は小型発電機と大型発電機を利用していた。前者は各出展企画に1台が割り当てられ、ガソリンを燃料とするものである。一方、後者は複数の出展企画が共用するもので、軽油を燃料としている。大型発電機は今年度から初めて導入され、五月祭当日の2日間で 8,120Wh の使用があった（写真 6-1）。



写真 6-1：赤門エリアに設置された大型発電機

小型発電機使用に伴うガソリン消費量は、貸し出す小型発電機の機種がさまざまであるうえ、出展企画が各自でガソリンの補充を行う関係で、正確に把握できていない。

一方、大型発電機使用に伴う軽油消費量は、0.050kl であった。上述と同様に計算すると、単位発熱量と炭素排出係数は算定マニュアルから 38.0 GJ/kl と 0.0188 tC/GJ であるから、二酸化炭素排出量は 0.13t と推計される。

（2）水道・電力使用

今年度は調査することができなかった。今後、これらについても調査し、状況把握が進むことが期待される。



写真 6-2：出展企画向けに当委員会が臨時で設置している水洗場

7. 環境対策の可能性と評価基準についての検討

1章で述べた通り、当委員会は昨年度から対策評価担当を新設し、環境対策の方針策定など委員会全体の環境対策の推進を考える体制を強化した。今年度の対策評価担当では、以下の2つを主な目的とし、委員会の内外に目を向けて新たな取り組みを行った。

- (a) 委員会全体として持続的に環境対策に取り組むことを念頭に、環境対策に関する情報を調査し、将来の五月祭運営において参考になるような形で記録すること。
- (b) 本報告書の作成を見据え、どのような項目をどのように評価できるかを検討すると同時に、当委員会が取り組むことができる環境対策の幅についても検討すること。

(a) にあるように、6章と同様、今年度の取り組みは情報の収集や現状の把握という側面が強いものが多い。得られる情報に限りがあることや時間的制約などから、すぐに対策評価につなげられるわけではないものの、長期的・大局的な視点を持って委員会の環境対策を把握し検討しようとする試みには一定の価値があると考える。今年度の取り組みが素地として機能し、将来の五月祭運営における環境対策およびその評価がより充実したものになることを期待する。

以下、今年度の取り組みの具体的な内容について紹介する。

① 「EVA通信」

4章（1）③で述べたように、委員への環境対策に関する意識向上などを主な目的とし「EVA通信」を企画した。一方でこれは、記事執筆の過程で、環境対策の可能性について対策評価担当内で考察・調査するという役割も担っていた。調査にあたっては、以下の本章②～⑤などによって得られた情報も活用し、委員への還元を図った。

② 他担当との意見交換

上記（b）の検討にあたり、本担当内だけでは得られる情報に限りがあるため、他担当との意見交換を積極的に行なった。具体的には、五月祭当日の装飾や案内看板に使用する木材や3章（1）で述べた事務用品といった物資の調達について、関係担当の協力を得てその現状を調査した。また、6章で述べた五月祭当日の電力・水道・燃料の使用量と環境負荷についても関係担当に聞き取りを行なった。

これらの過程を通して、4章（1）で触れたような委員会内での環境への意識向上という副次的效果も期待される。実際の委員の反応については、4章（1）④で述べた意見収集フォームを利用して別途集計する予定である。

③ 関係機関への相談

6章（2）で述べた五月祭当日における電力・水道使用量や、キャンパス内の排水処理などについての情報を得るために、本学本部および本学環境安全研究センターへの相談を行なった。

④ 学内外の学生団体との交流

学園祭における環境対策とその評価の具体的方法について知見を得るべく、学内外の学生団

体とも交流を行った。

他大学との関わりの一つとして、「学園祭 SDGs フォーラム 2025」に参加し、早稲田大学の早稲田祭 2025 運営スタッフをはじめ複数の大学の学園祭運営団体と交流した。また、京都大学の 11 月祭事務局とも情報交換する機会があった。いずれも環境対策の取り組みや組織体制について有意義な知見を得た。

また、五月祭では例年、他大学の学園祭で環境対策を担っている方々を「他大えこスタッフ」としてお呼びし、ごみステーションの運営に協力してもらっている。今年度は早稲田大学の早稲田祭 2025 運営スタッフから 7 人のスタッフにご協力いただいた。

学内では、過去の五月祭で当委員会の環境対策にご協力いただいた「環境三四郎」など、環境対策・保全活動を行う本学の団体とも、五月祭の環境対策とその評価について意見交換を行った。キャンパスエコロジーに明るい団体として、貴重な意見をいただいた。

⑤ 文献調査

学内や社会における環境対策の取り組みについて理解を深めるとともに、本報告書の作成にあたって評価項目などの参考にするため、本学環境安全本部が発行する『環境報告書』、本学環境安全研究センターが発行する『環境安全』および環境省が発行する『環境白書』などを調査した。また、企業や官公庁のウェブサイトも参考にした。

資料編

(1) 環境アジェンダ

第2回総会（2025年1月12日）決議第25号

我々五月祭常任委員会は、五月祭の運営に当たり、環境への負荷を低減させるよう取り組みます。そのため、「環境対策指針」を独自に定め、当委員会が本学学生の自主的な学術・文化活動の場である五月祭における責任を果たし、将来にわたる五月祭の安定的運営及び地球環境の保全を図ります。

1. 当委員会は、五月祭の運営において果たすべき環境の保全に対する責任を自覚し、その理解に努めます。
2. 当委員会は、五月祭の開催による環境への影響を把握するとともに、環境への負荷を軽減することに努めます。
3. 当委員会は、環境への負荷の軽減のため、資源の3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進など、持続可能な資源利用の促進に努めます。
4. 当委員会は、環境への負荷の軽減のため、環境に関する法規制等を遵守します。
5. 当委員会は、環境への負荷を軽減するための取組みを委員及び当委員会の活動を支える全ての人々に周知するよう努めるとともに、広く一般に公開します。
6. 当委員会は、委員会が実施した環境への負荷を軽減するための取組みについて評価し、その内容を公開するとともに、次年度以降に引き継いでいきます。

(2) 環境対策指針

第2回総会（2025年1月12日）決議第25号

（目的）

第1条 この指針は、五月祭の規模とこれに伴う五月祭常任委員会（以下「委員会」という。）の社会的責任とを踏まえて定めた「環境アジェンダ」の趣旨に鑑み、委員会が第98回五月祭の運営において環境負荷を低減し、五月祭を環境負荷の小さな学園祭とし、もって将来にわたって五月祭の安定的運営及び環境の保全を図るため、委員会が取り組むべき環境対策について、その方針を示すことを目的とする。

（基本方針）

第2条 委員会は、五月祭の円滑な運営を害しない範囲において、環境への負荷を軽減するため、本指針を遵守してその事務を遂行するものとする。

(定義)

第3条 この指針において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(環境への負荷を軽減するための取組み)

第4条 委員会は、五月祭の規模及びその一過性により、使用する物品及びエネルギーの量並びに廃棄する物品の量が膨大であることに鑑み、次の各号に掲げる取組みを実施し、もって第98回五月祭に起因する環境への負荷が最小となるようにその事務を遂行するものとする。

- 一 物品の取得は、必要最小の数量に限って行うこと。
- 二 物品の取得に当たっては、再使用することができる物品、再資源化することができる物品の順序により、これらの物品をその他の物品に優先してこれを行うこと。
- 三 取得に係る物品の選択に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる物品をいう。）を優先してこれを行うこと。
- 四 物品は、できる限り長期間にわたり使用し、及び消耗品にあっては、必要最小の数量に限って使用すること。
- 五 物品の廃棄は、できる限り多くの物品が再資源化されるような方法で行うこと。
- 六 資源及びエネルギーの使用の合理化を図ること。

(委員の責務)

第5条 委員は、その職務の遂行にあたっては、環境の保全に配慮しなければならない。

2 委員会は、委員が前項の配慮を行うのに資するため、環境の保全に関する必要な情報について適切に周知を行うものとする。

(企画及び来場者の協力)

第6条 委員会は、企画又は来場者（第98回五月祭に来場した者であつて、委員その他委員会の事務に従事する者及び企画構成員以外のものをいう。以下同じ。）に対して環境の保全に協力を求めるものとする。ただし、企画に対して協力を求めるときは、その円滑な実行を妨げ、又はその内容に不当に干渉することとならないよう十分配慮しなければならない。

2 委員会は、企画又は来場者に前項の協力を求めるときは、当該企画又は来場者に、環境の保全に関する必要な情報について適切に周知を行うものとする。

(評価)

第7条 委員会は、委員会が実施した環境への負荷を軽減するための取組みについて評価を行い、これを公表するとともに、次年度以降の五月祭の運営に引き継ぐものとする。

(意見の反映)

第8条 委員会は、環境の保全に関する施策に、委員、企画、来場者その他の五月祭に関わる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(3) 環境評価報告書の作成と公開についての担当決定

2025年4月28日

第5回対策評価担当ミーティング（2025年4月27日）にて、環境評価報告書の作成と公開について以下の通り決定した。

- ・環境対策指針第7条に基づく評価の公開のため、環境評価報告書を作成し、総会における報告を経て、五月祭公式ホームページ上にて公表する。
- ・環境評価報告書には、五月祭における環境対策について客観的評価を記載したうえで、その評価に至った原因や今後の改善に向けて採りうるさらなる取組みについても記載するものとする。

(4) 参考文献

- ・“温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)（令和7年3月）”. 環境省. 2025. <https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html>, (参照 2025-06-08)
- ・“グリーン購入とは”. 環境省. <https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/index.html>, (参照 2025-06-08)
- ・“排出量算定に関するガイドライン”. 環境省. 2025. https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate_04.html, (参照 2025-06-08)
- ・“排出原単位データベース”. 環境省. 2025. https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate_05.html, (参照 2025-06-14)
- ・“間伐材マーク”. 環境省大臣官房環境経済課. 2023. https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/a04_18.html, (参照 2025-06-08)
- ・“FSC®認証制度（森林認証制度）”. 環境省大臣官房環境経済課. 2013. https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/a04_14.html, (参照 2025-06-08)
- ・“PEFC 森林認証プログラム”. 環境省大臣官房環境経済課. 2024. https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/a04_23.html, (参照 2025-06-08)
- ・“環境配慮型カップ”. 株式会社ジェスコ. <https://www.jesco-net.co.jp/ecocup/>, (参照 2025-06-14)
- ・“7:FPトレー（220-150-25）”. 株式会社ヨコタ東北. <https://www.yokota-co.co.jp/products/?id=1299129451-206904>, (参照 2025-06-14)
- ・“趣旨”. グリーン購入ネットワーク(GPN). <https://www.gpn.jp/organization/meaning/>, (参照 2025-06-08)
- ・“「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の認定について”. 東京都環境局. 2024. https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/recognition_system/, (参照 2025-06-08)

(5) 過去の環境評価報告書

- ・[第97回五月祭 環境評価報告書](#) (2024年10月14日発行)

第98回五月祭 環境評価報告書

2025年6月15日(日)発行

発行: 第98期五月祭常任委員会

Email: contact@gogatsusai.jp

本郷本部

〒113-8654
東京都文京区本郷7-3-1
東京大学構内
第二食堂3階6号室
Tel: 03-5684-4594

駒場支部

〒153-8902
東京都目黒区駒場3-8-1
東京大学構内
キャンパスプラザA棟1階103号室
Tel: 03-5454-4349